

## 青森県の汚染拡散防止対策工事に伴う周辺環境への影響について

## 1 目的

県境不法投棄現場の原状回復を進めるにあたり、平成16年から周辺環境への汚染拡散防止措置のため、不法投棄現場において、運搬車のための洗車設備工事、工事用道路設置工事、浸出水の周辺への流出を防ぐための鉛直遮水壁工事等を実施してきたが、平成19年8月でほぼ完了したことから、これら汚染拡散防止対策工事の周辺への影響を水質モニタリング調査結果から評価する。

## 2 評価内容

- (1) 期間 平成16年5月から平成19年8月
- (2) 地点 ア - 3 (堰堤ヒューム管) ア - 8 (堰堤下流南側 No.12 井戸)  
ア - 9 (場内西側斜面 No.15 井戸) ア - 10 (中央谷下流斜面)
- (3) 項目 鉛、砒素、VOC (ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン)、フッ素、ホウ素、ダイオキシン類、塩化物イオン、電気伝導度、地下水位
- (4) 方法 現場内のア - 3、ア - 8の水質と現場周辺部のア - 9、ア - 10の水質を比較し、汚染拡散防止対策工事の周辺への影響を評価する。

## 3 水質モニタリング調査結果

	現場内		現場周辺	
	ア - 3	ア - 8	ア - 9	ア - 10
鉛、砒素	排水基準より大幅に低い濃度で推移	数回、環境基準を若干超過したものの、ほぼ下回ったまま推移	不検出あるいは環境基準より低い濃度で推移	不検出あるいは環境基準より低い濃度で推移
VOC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジクロロメタンが平成16年から平成17年にかけて、排水基準を超えて検出されていたがその後、低下傾向となり、平成18年からは排水基準を下回っている。</li> <li>・1,2-ジクロロエタンが排水基準付近の濃度で検出されている。</li> <li>・ベンゼンが排水基準を超えて検出されている。</li> <li>・その他は不検出あるいは排水基準より低い濃度で推移している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンゼンが次第に上昇し、平成18年末から環境基準を超過している。</li> <li>・その他は不検出あるいは環境基準より低い濃度で推移している。</li> </ul>	不検出あるいは環境基準より低い濃度で推移している。	不検出あるいは環境基準より低い濃度で推移している。

	現場内		現場周辺	
	ア - 3	ア - 8	ア - 9	ア - 10
ホウ素	・排水基準を超過している。 ・平成 17 年から上昇傾向にある。	・平成 18 年末までは環境基準を下回っていた。 ・平成 18 年末からは環境基準を超え、上昇傾向にある。	不検出あるいは環境基準より低い濃度で推移している。	不検出あるいは環境基準より低い濃度で推移している。
塩化物イオン 電気伝導度	平成 17 年から上昇傾向にある	平成 18 年から上昇傾向にある。	低い濃度で推移している。	低い濃度で推移している。
その他	フッ素、ダイオキシン類は排水基準を大幅に下回る濃度で推移している。	フッ素、ダイオキシン類は環境基準を下回る濃度で推移している。	フッ素、ダイオキシン類は環境基準を下回る濃度で推移している。	フッ素、ダイオキシン類は環境基準を下回る濃度で推移している。
地下水位		増減はあるが、季節変動などはみられない。	融雪時に上昇する傾向がみられる。	融雪時に上昇する傾向がみられる。

#### 4 評価

- ( 1 ) 現場内は、排水基準あるいは環境基準を超える濃度の物質が検出されているが、現場周辺部は、平成 16 年 5 月から平成 19 年 8 月まで、環境基準を下回る水質を維持していることから、汚染拡散防止対策工事による水質の影響はないものと推測される。
- ( 2 ) 鉛直遮水壁本体施工完了後を見ると、現場内ではホウ素、塩化物イオン、電気伝導度が上昇しているのに対し、現場周辺部ではそれらが低い値のまま推移していることから、鉛直遮水壁の効果により、汚染は現場内に留まっており、現場周辺部への汚染拡散は防止されていると考えられる。







